

感染症発症時における業務継続計画

医療法人 昌和会
訪問看護ステーション であい

第1章 総則

1 目的

本計画は、感染症の感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①利用者の安全確保
- ②サービスの継続
- ③職員の安全確保

3 主管部門

本計画の主管部門は 訪問看護ステーション であい とする。

第2章 平常時の対応

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急対策を見据えた事前準備を下記体制で実施する

1 対応主体

災害対策本部長（理事長 林田 憲昌）の統括のもと関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

(1) 体制構築・整備

全体を統括する責任者：理事長 林田 憲昌
’ 代行者：管理者 上田 善徳

(2) 感染防止に向けた取り組みの実施

- ・ 感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集
- ・ 訪問スタッフに対して基本的な感染対策の徹底
- ・ ステーション内の定期的な換気や共有物の消毒を行う
- ・ 施設外でも医療従事者としての自覚ある行動を徹底する
- ・ 職員の体調管理・報告
- ・ 利用者・家族に対して感染防止策の指導
(体調変化時は訪問前に連絡)

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

- ・ 保管先・在庫量の確認
- ・ 防護具・消毒液等の資材の確保
- ・ 利用者数やケア内容を想定して必要量を想定と確保

(4) 研修・訓練の実施

定期的に以下の研修訓練等を実施・BCPの見直し

- ・ 業務継続計画（BCP）を関係者で共有
- ・ 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修
1回/年の研修を行う
- ・ 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練（シミュレーション）
1回/年の訓練を行う

(5) BCPの検証・見直し

- ・ 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映

第3章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、

迅速な行動ができるよう準備しておく。

1 対応主体

法人・管理者統括のもと、以下の役割を担うものが各担当業務を遂行する

役 割	担当者	代行者
全体統括	理事長	管理者
医療機関、受診・相談センター、保健所、自治体への連絡	管理者	松岡
利用者・家族等への情報提供	管理者	高崎
感染拡大防止に関する統括	管理者	松岡

2 対応事項

初動対応事項は以下のとおり

(1) 第1報

- ’ 管理者へ報告
- ’ 事業所内・法人内の情報共有

(2) 感染疑い者への対応

【利用者】

- ’ サービス提供の検討
- ’ 医療機関受診
- ’ 必要各所への連絡

【職員】

- ’ 管理者へ連絡
- ’ 自宅待機

(3) 消毒・清掃等の実施

- ’ ステーション内のテーブル・パソコン・電話等、使用前後にセーフキープで清掃

第4章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に以下の感染拡大防止体制確立を

迅速に対応することができるよう準備しておく

1、対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し業務を遂行する。

役 割	担当者	代行者
全体統括	理事長	管理者
関係者への情報共有	管理者	松岡
感染拡大防止対策に関する統括	管理者	松岡
業務内容検討に関する統括	管理者	高崎
勤務体制・労働状況	管理者	松岡
情報発信	管理者	松岡

2、対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は次のとおり

- (1) 保健所との連携
 - ’ 濃厚接触者の特定
 - ’ 感染対策の指示を仰ぐ
- (2) 濃厚接触者への対応
 - 【利用者】
 - ケアの実施内容・実施方法の確認
 - 【職員】
 - 自宅待機
- (3) 職員の確保
 - ’ 事業所内での勤務調整、法人内での人員確保
 - ’ 自治体・関係団体への依頼
- (4) 防護具、消毒液等の確保
 - ’ 在庫量・必要量の確認
 - ’ 調達先・調達方法の確認
- (5) 情報共有
 - ’ 法人内での情報共有
 - ’ 利用者・家族との情報共有
 - ’ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有
 - ’ 関係機関との情報共有
- (6) 業務内容の調整
 - ’ 提供サービスの検討（継続・変更）
- (7) 過重労働・メンタルヘルス対応
 - ’ 労務管理
 - ’ 長時間労働対応
 - ’ コミュニケーション
 - ’ 相談窓口
- (8) 情報発信
 - ’ 関係機関等への連絡

[illegible]